

# 「町制施行50周年記念」の名称・ロゴマークを使った イベント・商品等を募集しています

豊山町は令和4年に町制施行50周年を迎えます。「町制施行50周年記念」の名称やロゴマークを付けて、一緒に50周年を盛り上げてくれるイベントや商品等を募集しています。

「町制施行50周年記念」の名称やロゴマークを使用したイベントや商品は、町ホームページへの掲載や啓発用のぼり旗を貸し出すなど、PRをお手伝いします。

## 1 募集内容

### (1) 名称を使用したイベント

- ・ イベント名などの前に「豊山町町制施行50周年記念」などの名称を入れてお使いいただけます。  
例：町制施行50周年記念〇〇大会、町制施行記念〇〇商品
- ・ 以下の名称を使用してください（「豊山町」の文字は省略可）。

- ① 豊山町町制施行50周年
- ② 豊山町町制施行50周年記念
- ③ 豊山町町制施行50周年記念事業

### (2) ロゴマークの使用

- ・ 名称を使ったイベントなどの実施にあたり、ロゴマークを使用することができます。イベントなどのポスターやパンフレット、看板、配布物、ホームページなど様々な用途でご活用ください。
- ・ ロゴマークのみの使用も可能です。事業所や団体に限らず個人でも使用することができます。名刺や商品ポップ、SNSなどで幅広くご活用ください。



### ロゴマーク説明

50で青い空や緑、その中にスマイルを配置して笑顔のあふれるまちを表し、町の花サザンカで親しみやすいデザインにしました。空港のにぎわいと更なる発展を離陸していく飛行機で表現しています。

## 2 申請・使用期間

令和5年 **3月31日** まで

## 3 使用手続

- ① 「50周年記念事業冠等使用承認申請書」を役場3階11番窓口企画財政課に提出してください。メールでの送信も可能です。申請書は町ホームページ及び以下のQRコードからダウンロードできます。
- ② 申請書の受領後、町から冠等使用承認通知書を発行します。
  - ・ 申請から承認まで、1週間程度必要になります。
  - ・ 町による承認後、ロゴマークのデータをダウンロードしてご利用ください。
- ③ 事業を実施します。
- ④ 事業実施後、実績報告書を企画財政課に提出してください。

### ▶ 提出先・問合せ

〒480-0292 （所在地記載不要）豊山町大字豊場字新栄260番地

豊山町総務部企画財政課企画・情報係

☎ 28・0913

✉ 50th@town.toyoyama.lg.jp

申請書やロゴマークの  
ダウンロードはこちらから

